

昨

年の本誌九月号に藤野陽三先生（横浜国立大学立大学上席特別教授・内閣府政策参与）

が「土木と建築」という記事を寄せられている。それによると、土木と建築の共通点と相違点をよく理解した上で互いの優れた部分を上手く組み合わせる事が今後の両分野のイノベーションには必要とのことである。私も同感である。

特に構造、地盤、材料、そして維持管理やIT活用の面では、土木と建築の両分野を横断的に考えることで生まれるイノベーションの種が多くあるのではないかと期待している。そしてもうひとつ、両分野によるイノベーションの余地がまだ多く残されている領域として、公共空間のデザインを挙げておきたい。公共空間のデザインは市民生活や地域に対する一種のイノベーションであるといえるが、わが国には改善されるべき点はまだ山のように存在している。

公共空間のデザインは、それが公共側に属することから、多くは土木分野の事業として行われる。ところが、これがなかなか容易ではない。それは多くが税金による公共事業であることやステークホルダーの多様さに起因するところもあるが、公共空間である以上その点はやむを得ない。むしろ、優れたデザインを選ぼうとする土壌が土木分野にまだ十分定着していないことや、価格による競争入札が標準的であるとしてきた影響によって、整備プロセスにデザインの一貫性（契約の継続性）が確保されにくくなっ

各 人 各 説

土木と建築

—著作権の視点から公共空間の質的向上を考える—

京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻 准教授
(経営管理大学院経営研究センター 准教授)

久保田善明

Yoshiaki Kubota



ていることにこそ問題があると考えなければならぬ。特に継続性の担保は質の高いデザインの実現に不可欠であり、建築分野では設計者による施工時の監理は当たり前である。これを担保するには著作権の考え方が鍵となる。

建築分野では、それが著作権法に定める著作物に該当するとき、著作権は設計者（または設計者と発注者の共有）に帰属すると考えるのが一般的である。ところが土木分野では、契約書にこそ著作権の規定はあるものの、そもそも土木デザインの著作権性はあまり想定されてこなかったという実情がある。しかし二〇〇一年より（公社）土木学会が毎年「土木学会デザイン賞」を表彰しているように、土木分野でも優れたデザイン事例が増えてきており、それら優れた土木デザインが生む公的価値は決して小さくないのである（かなり大きいと思われる）。

質の高い公共空間の実現には、設計から施工までの首尾一貫したデザインの監理が必要であるが、公共事業でそれを行おうとする場合、往々にして継続的な随意契約が必要となる。説明責任が厳しく問われる公共事業では、したがって、随意契約を行う正当性を対象の著作物性に求めるのが最も理に当たっていると考えられる。土木分野でも著作物性を根拠として設計から施工まで首尾一貫したデザインの監理が行われれば、質の高い公共空間を今よりも、確実に増やすことができるかと確信している。